

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(障害者総合支援法) に基づく守谷市障がい者福祉センター
(生活介護、就労継続支援B型、就労移行支援事業) 運営規程

(事業の目的)

第1条 指定管理者社会福祉法人日本キングス・ガーデンが管理する守谷市障がい者福祉センター(以下「福祉センター」)において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護(以下「指定生活介護」という。)、指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型(以下「指定就労継続支援B型」という。)、及び指定障害福祉サービス事業の就労移行支援事業(以下、「指定就労移行支援」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、指定就労継続支援B型、指定就労移行支援(以下「指定障害福祉サービス等」という)の円滑な運営管理を図ると共に、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定障害福祉サービス等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定生活介護の実施に当たって、福祉センターは利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、福祉センターは利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
 - 3 指定就労移行支援事業の実施に当たっては、福祉センターは利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする
 - 4 職員は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 指定障害福祉サービス等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、守谷市、他の指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、指定障害者支援施設その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 6 前5項のほか、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律について(平成24年法律第5

1号。以下「障害者総合支援法」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成24年厚生労働省令第126号)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 指定障害福祉サービス等を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 守谷市障がい者福祉センター
- (2) 所在地 茨城県守谷市板戸井1977番地の2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名(常勤職員)

施設長は職員の管理、サービスの利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令において規定されている「指定生活介護等」の実施に関し、福祉センターの職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名(常勤職員)

サービス管理責任者は、次の業務を行う

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、福祉センターが提供する指定障害福祉サービス等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活や就労に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービス等の目標及びその達成時期、指定障害福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載した生活介護支援計画、就労継続支援計画、就労移行支援計画の原案を作成すること。
- (ウ) 各支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面(以下「個別支援計画書」という。)を利用者に交付すること。
- (エ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに

に、少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画書の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画書を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス施設長等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、福祉センター以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(カ) 利用者の心身の状況、置かれてる環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護

(ア) 生活支援員（常勤職員 4～7名 非常勤 2～5名）

生活支援員は、利用者の日常生活上の支援、相談、介護を行う。

(イ) 医師（嘱託 1名）

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理を行う。

(ウ) 看護職員（常勤 1～2名、非常勤 1～2名）

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理を行う。

(エ) 機能訓練指導員（常勤 1名）

機能訓練指導員は、利用者に対して、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導を行う。

(2) 指定就労継続支援B型

(ア) 職業指導員（常勤 1名）

職業指導員は、就労に必要な知識、能力を向上するための訓練を行う。

(イ) 生活支援員（常勤 1～2名、非常勤 1～2名）

生活支援員は、利用者の日常生活上の支援、相談、介護を行う。

(3) 指定就労移行支援

(ア) 職業指導員（非常勤 1名）

職業指導員は、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業の習得・向上に関し適切な支援を行う。

(イ) 就労支援員（常勤 1名）

一般就労に向けて、利用者の適性にあった職場探しや関係機関との調整、就労後の職場定着支援を行う

(ウ) 生活支援員（常勤 1名）

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談を行う。

(開所日及び開所時間等)

第5条 福祉センターの開所日及び開所時間並びにサービス提供日およびサービス提供時間は次のとおりとする。

(1) 指定生活介護

(ア) 開所日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。また、風水害等の災害が予測される場合や現に発生し、利用者の安全に影響が及ぶと施設長が判断した場合を除く。

(イ) 開所時間 午前8時30分から午後6時00分までとする。

(ウ) サービス提供日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(エ) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。

(2) 指定就労継続支援B型

(ア) 開所日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。また、風水害等の災害が予測される場合や現に発生し、利用者の安全に影響が及ぶと施設長が判断した場合を除く。

(イ) 開所時間 午前8時30分から午後6時00分までとする。

(ウ) サービス提供日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(エ) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。

(3) 指定就労移行支援

(ア) 開所日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。また、風水害等の災害が予測される場合や現に発生し、利用者の安全に影響が及ぶと施設長が判断した場合を除く。

(イ) 開所時間 午前8時30分から午後6時00分までとする。

(ウ) サービス提供日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(エ) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は次のとおりとする。

(1) 指定生活介護 15名

(2) 指定就労継続支援B型 10名

(3) 指定就労移行支援 6名

(利用対象者)

第7条 サービスを提供する対象者は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護

- ① 障害福祉サービス受給者証の交付を受けているもの。
- ② 身体障がい者（18歳未満の者を除く）、知的障がい者（18歳未満の者を除く）、精神障害者（発達障がい者含む、18歳未満の者を除く）、難病等対象者（18歳未満の者を除く）とする。

(2) 指定就労継続支援B型

- ① 障害福祉サービス受給者証の交付を受けているもの。
- ② 身体障がい者（18歳未満の者を除く）、知的障がい者（18歳未満の者を除く）、精神障害者（発達障がい者含む、18歳未満の者を除く）、難病等対象者（18歳未満の者を除く）とする。

(3) 指定就労移行支援

- ① 障害福祉サービス受給者証の交付を受けているもの。
- ② 身体障がい者（18歳未満の者を除く）、知的障がい者（18歳未満の者を除く）、精神障害者（発達障がい者含む、18歳未満の者を除く）、難病等対象者（18歳未満の者を除く）とする。

(4) 前3号に定める者の他心身に障がいがあるため日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるもの。

(サービスの内容)

第8条 各福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護

- ① 個別支援計画の作成
- ② 食事・排泄・入浴等の介護、日常生活上の支援
- ③ 軽作業等の生産活動や創作活動の機会の提供
- ④ ②や③を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的とした機能訓練、必要な介護等の実施
- ⑤ 生活相談
- ⑥ 健康管理
- ⑦ 訪問支援
- ⑧ 送迎サービス
- ⑨ ②から⑦に付帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言

(2) 指定就労継続支援B型

- ① 就労継続支援計画の作成

- ② 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- ③ 就労の機会の提供及び生産活動（雇用契約は結ばない）
- ④ 上記を通じて、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労等への移行に向けての支援
- ⑤ 生活相談
- ⑥ 健康管理
- ⑦ 訪問支援
- ⑧ 送迎サービス
- ⑨②から⑦に付帯するその他の必要な介護、訓練、支援、相談、助言

(3) 指定就労移行支援

- ① 就労継続支援計画の作成
- ② 職場実習
 - ・利用者が就労移行支援計画に沿って就労できるよう、実習の受入先を確保する。
 - ・また受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、一般企業及び官公庁等などの関係機関と連携して、利用者の適性や要望に応じたものになるように努める。
- ③ 求職活動支援及び職場開拓
 - ・公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動を支援する。また、利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努める。
- ④ 職場定着のための支援
 - ・福祉センターは、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等との関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続する。
 - ・トライアル雇用制度等の公的制度適用期間中における支援についても訓練期間に含めるものとする。
- ⑤ 訪問による支援
 - ・常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は、居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定障害福祉サービス等を提供した際には、利用者から当該指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 前項のほか、次に定める費用については、守谷市と協議の上、利用者から徴収することができるものとする。

(1) 指定生活介護

- (ア) 創作的活動に係る材料費
 - (イ) 日用品費の実費
 - (ウ) 送迎サービスの提供に係る燃料等費用
 - (エ) 食事の提供に要する費用の実費相当額
 - (オ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
- (2) 指定就労継続支援B型
- (ア) 日用品費の実費
 - (イ)送迎サービスの提供に係る燃料等費用
 - (ウ) 食事の提供に要する費用の実費相当額
 - (エ)その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
- (3) 指定就労移行支援
- (ア) 日用品費の実費
 - (イ) 送迎サービスの提供に係る燃料等費用
 - (ウ) 食事の提供に要する費用の実費相当額
 - (エ) その他、指定就労移行支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させるのが適当と認められるもの
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 4 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対して交付するものとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護
守谷市全域とする。
- (2) 指定就労継続支援B型
守谷市全域とする
- (3) 指定就労移行支援
守谷市全域とする。

(工賃の支払等)

第11条 福祉センターは、指定就労継続支援B型及び指定就労移行支援の利用者が

生産活動に従事した場合は、別に定める工賃規程に基き、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

生活介護については軽作業等や創作活動により作品に仕上がったものを販売して得られる収益は、ご利用者のお楽しみのために活用する。

- 2 前項の場合において、就労継続支援B型及び就労移行支援については、1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回らないものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 飲酒、けんか、口論、中傷その他、他の利用者等に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。
- (2) 明らかに感染症（インフルエンザ、食中毒等）の症状が見られる際の利用は中止すること。
- (3) 福祉センターの敷地・建物内は禁煙とする。
- (4) 前号に掲げるものの他、施設長が定めたもの。

(利用者負担額等に係る管理)

第13条 施設長は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に障がい福祉サービス及び指定施設支援を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに利用者及び指定障害福祉サービス事業所等に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 職員が指定生活介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、施設長に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定生活介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに施設長等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 4 指定生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害賠償を賠償するものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 福祉センターは、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。
- 2 福祉センターは、前項の計画に基づいて、年3回以上避難・救出訓練を消防署指導、または立会のもとに行う。

(苦情処理)

- 第16条 提供した指定生活介護等に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受付するための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定生活介護等に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が、また、障害者総合支援法第48条第1項の規程により茨城県知事又は守谷市長が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、又は当該職員からの質問もしくは福祉センターの設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して茨城県知事及び守谷市長が行う調査に協力するとともに、茨城県知事及び守谷市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法第83条（昭和26年法律第45号）に規程する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第17条 福祉センターは、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 福祉センターは他の指定障害者福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 施設長は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止委員会及び責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(運営委員会に関する事項)

第19条 利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行うために、利用者の保護者等の意見を管理運営に反映させる組織を設ける。

- 2 運営委員会は下記各号の委員をもって組織する。
 - (1) 関係行政機関の職員
 - (2) 日本キングス・ガーデンの法人職員
 - (3) 利用者家族の代表者
 - (4) 社会福祉関係団体の代表者
 - (5) 障がい者福祉関係団体の代表者
 - (6) 学識経験者
 - (7) 前各号に掲げる者の他、指定管理者が必要と認めたもの
- 3 委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 福祉センターは、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする

- (1) 採用時研修 採用後一ヶ月以内
- (2) 年間研修開催計画 年4回以上
- 2 福祉センターは、事業会計をその他の事業会計と区分する。
- 3 福祉センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 4 施設長は施設の設備、食器等の備品、飲料水及び飲食物について、衛生的管理に努め、感染症が発生又は蔓延しないよう必要な措置を講じるものとする。
- 5 福祉センターは、利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

- 6 福祉センターは、指定障害福祉サービス等の利用について守谷市又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は守谷市長と指定管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(雑則)

第21条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

付則

(施行期日)

この規程は、平成20年3月13日 日本キングスガーデン評議員会及び理事会で承認を受け、平成20年4月1日より施行する。

- ・この改正は平成25年4月1日より施行する。
- ・この改正は平成27年4月1日より施行する。
- ・この改正は平成31年4月1日より施行する。